隠岐海区漁場計画の変更 (素案)

【変更内容】

新たに区第323号を追加する。

◎区第 323 号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田波止地先
- (イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域
 - ア 北緯36度3分44.9秒 東経133度1分18.5秒
 - イ 北緯36度3分41.4秒 東経133度1分07.4秒
 - ウ 北緯36度3分53.4秒 東経133度1分01.5秒
 - 工 北緯36度3分57.1秒 東経133度1分12.6秒
- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (くろまぐろ小割り式養殖業)

漁業時期 1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和8年5月1日から令和10年8月31日まで
- (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田
- (キ) 条件
 - (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
 - (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
- ※存続期間は、他の区画漁業の終期に揃えている。
- ※その他の定置漁業、区画漁業、共同漁業については、現在水産課ホームページに公表 している隠岐海区漁場計画の内容から変更ないため省略する。

(隠岐海区漁場計画公表ページ URL)

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/kanri/iji/20030901gyojyouke ikaku.html

区画漁業権漁場図(案)

免許番号 区第 323 号

漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田波止地先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域

ア 北緯 36 度 3 分 44.9 秒 東経 133 度 1 分 18.5 秒

イ 北緯 36 度 3 分 41.4 秒 東経 133 度 1 分 07.4 秒

ウ 北緯 36 度 3 分 53.4 秒 東経 133 度 1 分 01.5 秒

工 北緯 36 度 3 分 57.1 秒 東経 133 度 1 分 12.6 秒

